居宅介護支援重要事項説明書

＜　令和　8年　6月　1日　現在　＞

1 当事業所の居宅介護支援の特徴等

（1）運営方針

① 当事業所では、お客さまに最適な在宅サービスを受けていただけるよう、常に研鑽・向上に努め、公平・公正にお客様本位の居宅サービス計画を作成します。

② 適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるよう、サービス提供事業者（特定相談支援事業者を含む。）等との連携に努めます。

（2）事業の目的

利用者の委託を受けて、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が適切かつ円滑に確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

（3）居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	さいたまロイヤルの園 居宅介護支援事業所
所 在 地	埼玉県さいたま市桜区五関３９６番地２
法 人 名	社会福祉法人 栄 光 会
代表者名	理事長 北 林 登 美 雄
電話番号	０４８（８５９）７１８８
介護保険事業者番号	１１７６５０６１２７
サービス提供地域	さいたま市、志木市

※　上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

（4）営業時間

月曜日から金曜日	午前9時００分から 午後6時００分まで
そ の 他	緊急時対応

※　緊急連絡先　　０４８（８５９）７１８８（２４時間対応）

※　休　業　日　　① 土曜日、日曜日　　②年末年始 １２月３０日から1月3日

（5）事業所の職員体制

	常勤専任	常勤兼務	計
管理者		１名	１名
主任介護支援専門員	１名	１名	２名
介護支援専門員	１名		１名

（6）提供するサービスについての相談窓口

電話番号 ０４８（８５９）７１８８

さいたまロイヤルの園　居宅介護支援事業所　相談係

受付時間　月曜日から金曜日　午前9時００分から午後6時００分まで

※　ご不明の点は、なんでもおたずねください。

2　居宅介護支援サービスの提供方法と内容

（1）居宅サービス計画（ケアプラン）作成依頼からサービス利用まで

電話または来所 ⇒ 依 頼 ⇒ 事業所との契約 居宅サービス計画作成依頼書の届出確認 ⇒本人・家族の希望、問題や相談 ⇒ 暫定計画の作成 ⇒ 居宅サービス事業所の複数紹介 ⇒ 居宅サービス事業所を位置付けた理由の説明 ⇒ サービス担当者会議 ⇒ 居宅サービス計画の完成 ⇒ サービス利用

（2）サービス利用のために

事　　項	有無	備　　考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査（課題分析）の方法	－	ＭＤＳ－ＨＣによる
介護支援専門員への研修の実施	○	年２回以上の研修を実施しています

3　利用料金

（1）居宅サービス計画作成の利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法的代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額をいただきます。事業所からサービス提供証明書を発行しますので、これを市の窓口に提出すると、全額払戻をうけられます。

①基本料金（１か月あたり）

要介護１・２の方 １２，０００円　要介護３・４・５の方 １５,５９１円

要支援１・２の方　５，２１５円

②加 算

- 初回加算　３,３１５円／回
- 特定事業所加算（Ⅲ）　３,５６９円／月
- 特定事業所医療介護連携加算　１,３８１円／月
- 入院時情報連携加算（Ⅰ）　２,７６２円／月
- 入院時情報連携加算（Ⅱ）　２,２１０円／月
- 退院・退所加算（Ⅰ）イ　４,９７２円／月
 - 〃（Ⅰ）ロ　６,６３０円／月
 - 〃（Ⅱ）イ　６,６３０円／月
 - 〃（Ⅱ）ロ　８,２８７円／月
 - 〃（Ⅲ）　９,９４５円／月
- 通院時情報連携加算　５５２円／月
- 緊急時等居宅ｶﾝﾌｧﾚﾝｽ加算　２,２１０円／回

・ﾀｰﾐﾅﾙｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算　　4,420円／回

・介護職員等処遇改善加算　　2．1％

（2）交 通 費

前記の1の（2）のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。この実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実施地域を越えた地点から目的地までの往復の距離（km）に15円を乗じた額となります。

（3）そ の 他

・要介護認定申請代行費（郵送料等の実費）

・記録等の複写費 （1枚 10円）

4　サービスご利用に際して

（1）禁止事項

① 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

② パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどの行為

・暴力又は乱暴な言動

無理な要求、物を投げつける、刃物を見せる、手を払いのける、威圧的な態度で文句を言い続ける等

・セクシュアルハラスメント

体を触る、手を握る、性的な卑猥な言動、職員個人の携帯番号を聞く、ストーカー行為等

③ 事業所において写真や動画撮影、録音等を無断で行うこと

④ 禁止事項に該当するとみなされる行為があった場合、事業者は、契約を解除することができます。

（2）お願い

・金品等のお心付けはお断わりしています。

・個人情報保護法に準じて撮影・録音には同意が必要です。

5　提供するサービスの第三者評価の実施…無

6　ご利用者の計画作成への参加

・居宅介護支援事業者に対し、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。

・居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定の理由を求めることができます。

7　サービス内容に関する苦情

（1）当事業所お客さま相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

※担当　　さいたまロイヤルの園 居宅介護支援事業所　相談係

電話 048−859−7188

（2）当事業所以外に、市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

☆ サービス相談窓口 ☆

さいたまロイヤルの園 居宅介護支援事業所 相談係

電話番号 048（859）7188

☆ 苦情解決体制　第三者委員 ☆

山下 千恵子 電話番号 04（2942）8364

齊藤 美奈子 電話番号 048（882）2559

☆ 福祉サービス苦情窓口 ☆

さいたま市桜区役所高齢介護課	電話番号 048（856）6178
さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課	電話番号 048（829）1264
さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課	電話番号 048（829）1259
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談専用	電話番号 048（824）2568
埼玉県運営適正化委員会	電話番号 048（822）1243
志木市長寿応援課	電話番号 048（473）1111

◎個人の秘密は守られます　　◎相談は無料です。

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

事 業 者
＜所　在　地＞　埼玉県さいたま市桜区五関３９６番地２
＜名　　称＞　社会福祉法人栄光会
さいたまロイヤルの園 居宅介護支援事業所

＜説明者氏名＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明に同意し、交付を受けました。（署名、または記名押印をお願いします。）

利 用 者
＜住　　所＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏　　名＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

代 理 人：続柄＿＿＿＿＿＿＿＿

＜住　　所＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏　　名＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

個人情報についての同意書

令和　　年　　月　　日

社会福祉法人 栄 光 会

さいたまロイヤルの園　居宅介護支援事業所

管理者 飯田 里奈 様

利 用 者

＜住　　所＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏　　名＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

代 理 人：続柄＿＿＿＿＿＿＿＿

＜住　　所＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜氏　　名＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

私（利用者本人およびその家族を含む。以下同じ。）は、社会福祉法人栄光会 さいたまロイヤルの園居宅介護支援事業所と締結した「居宅介護支援契約書」に基づくサービスの提供にあたり、下記の場合において個人情報を用いることに同意いたします。

記

1．介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため

2．利用者に関わる居宅介護支援計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため

3．医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、保険者（市区町村）、その他社会福祉団体等との連絡調整のため

4．利用者が医療サービスの利用を希望している場合および主治医等の意見を求める必要のある場合

5．利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため

6．行政の開催する評価会議およびサービス担当者会議において必要とする場合

7．その他サービス提供において必要とする場合

8．上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

以 上